

那覇市会計年度任用職員の募集について

文化財課 【専門事務I】学芸員

令和08年02月10日

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用の職に従事する職員を次のとおり募集します。
なお、この募集は、採用に係る予算の確定により効力を有します。

募集期間	令和08年02月10日 から 令和08年02月17日 まで
部名	市民文化部
課名	文化財課
グループ名	歴史博物館グループ
職の名称	【専門事務I】学芸員
採用予定人数	1人
形態区分	パートタイム職員 週の勤務時間 6 時間 00 分
職務内容	(1)那覇市歴史博物館の展示及び運営に関する業務 (2)歴史資料の調査、収集保存に関する業務 (3)その他所属長が指示する業務 変更の範囲無 ()
資格免許等	学芸員
勤務地	歴史博物館 那覇市久茂地1-1-1 (パレットくもじ4F)
駐車場の有無	無
任用期間	(開始日) 令和08年04月01日 ~ (終了日) 令和09年03月31日 翌年度以降、同一の職務内容の職が設置された場合の選考による当該職への再度の任用の有無 有 *会計年度任用の職は、年度ごとに設置、廃止します。年度を超えた任期とすることはありません。 *翌年度以降の再度の任用は、当該職員の能力の実証等の要件をふまえて行います。
更新の上限	【無】※ただし、毎年度の選考による。
勤務日数	週 5 日
勤務時間	~
休憩時間	~
勤務時間・休憩時間	*シフト勤務等がある場合の勤務時間・休憩時間は、勤務時間に関する特記事項欄を参照ください。
時間外勤務	有 (月平均 時間)
週休日 (休日)	所属長の指定する日
休暇等	1 年次有給休暇 2 その他休暇等 (1) 有給休暇(私傷病短期、子看護、夏季休暇、忌引、出産休暇ほか) (2) 無給休暇(私傷病長期、生理休暇、介護、育児休業ほか) ※採用の日に、任期及び勤務日数に応じた日数を付与

那覇市会計年度任用職員の募集について

文化財課 【専門事務 I】学芸員

給与等	基本報酬	月額	178,064 円程度 (月末締め翌月20日支給)
		*職歴等により加算される場合があります。	
	通勤手当	常勤職員の例により支給	(月末締め翌月20日支給)
		*勤務地までの通勤距離が2km未満の場合は支給されません。	
	期末手当	有	*任期が6月以上かつ週15時間30分以上の勤務の職が対象
	勤勉手当	有	*任期が6月以上かつ週15時間30分以上の勤務の職が対象
	退職手当	無	
勤務時間外、休日等の割増賃金率	その他手当	有	*支給には一定の条件があります。
	勤務時間外	勤務時間外(1日7時間45分以内かつ週38時間45分以内で月60時間以内)	0%
	外、休日等の割増	勤務時間外(1日7時間45分超又は週38時間45分超で月60時間以内)	25%
	賃金率	勤務時間外(1日7時間45分超又は週38時間45分超で月60時間超)	50%
社会保険等	休日勤務	35%	深夜(午後10時から午前5時まで)勤務
	健康保険	有	*加入には一定の条件があります。
	厚生年金	有	*加入には一定の条件があります。
選考方法	雇用保険	有	*加入には一定の条件があります。
	学芸員資格を有する者の中から面接及び書類選考により総合的に勘案して行う。		
	※書類選考のみで不採用の決定を行う可能性あり。		
勤務時間に関する特記事項	※定員に達した場合など、募集期間内でも募集を終了する場合があります。		
	早番：午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時まで）		
	遅番：午前10時から午後5時まで（午後0時から午後1時まで）		
備考	土日祝日の勤務もあり。		
	・条件付採用期間あり：任用後一か月間（1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）		
	・屋内の受動喫煙対策あり：禁煙		
※定員に達した場合など、募集期間内でも募集を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。			

【根拠法令等】

- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則
- ・那覇市職員の任免に関する規則
- ・那覇市那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

那覇市市民文化部 文化財課 歴史博物館グループ

担当	
TEL	098-869-5266